

有限会社 ウェルビーイングケアネット

訪問看護・リハ あんねい 運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社ウェルビーイングケアネットが開設する訪問看護・リハあんねい（以下「事業所」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項に関する重要事項を定めることにより、事業所の円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 1 事業所の看護師等は、老人等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活活動の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
2 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に当たって、事業所の看護師等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療拠点福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業の運営)

第3条 1 事業所はこの事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。
2 事業所は、訪問看護を提供するにあたっては、事業所の保健師、看護師、准看護師、及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（以下「看護師等」という。）によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

(事業の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
(1) 名称 : (有) ウェルビーイングケアネット 訪問看護・リハあんねい
(2) 所在地 : 東京都立川市若葉町 3-3-7 フラットファミリー 102 号

(職員の種類、員数、および職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。
(1) 管理者 : 看護師若しくは保健師 1 名
管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるように総括する。但し、管理上支障が無い場合は事業所の他の職務従事し、又は同一敷地内にあるほかの事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
(2) 看護職員 : 保健師、看護師または准看護師
常勤換算 2.5 名以上 (内 1 名は常勤とする)
訪問看護計画書及び報告書(介護予防訪問看護計画書及び報告書)を作成し(准看護師を除く)、訪問看護を担当する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、職員就業規則に準じて定めるものとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。但し、国民の祝日、年末年始(12月31日から1月3日)を除く。

(2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(利用時間及び利用回数)

第7条 1 事業所が行う訪問看護の提供時間は、1日1回の訪問につき20分から1時間30分程度(介護保険利用者の場合)または30分から2時間(医療保険利用者の場合)を基準とし、老人訪問看護基本療養費Ⅱを算定する場合は8時間越えないものとする。

2 利用者による訪問看護の利用は、1週3日を限度とする。但し、末期悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める疾病の利用者及び急性増悪等による特別指示書を交付された利用者についてはこの限りではない。

3 前2項の規定に関わらず、居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。

(訪問看護の提供方法)

第8条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

(1) 訪問看護の利用希望者がかかりつけの医師に申し込み、医師が交付した訪問看護の指示書に基づいて、看護計画書を作成し訪問看護を実施する。

(2) 利用希望者又は家族から事業所に直接申し込みがあった場合は、主治医に指示書の交付を求めるよう指導する。

(3) 利用希望者に主治医がいない場合は、事業所から地区医師会又は関係区市町村等関係機関に調整等を求め対応する。

(訪問看護の内容)

第9条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

(1) 療養上の世話

清拭・洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の世話、ターミナルケア

(2) 診療の補助

褥創の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置

(3) リハビリテーションに関すること

(4) 家族支援に関すること。

家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理

(緊急時等における対処方法)

第10条 1 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

主治医に連絡が取れない場合は、緊急搬送等の必要な処置を講じるものとする。

2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料)

第11条 1 訪問看護を提供した場合、基本利用料は、健康保険法または老人保健法及び介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

・医療保険(健康保険法または老人保健法)

健康保険法または老人保健法に基づく額を徴収する。

・介護保険

介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の1割、2割、3割を徴収するものとする。但し、支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

2 訪問看護を開始するにあたり、あらかじめ利用者や家族に対し、その趣旨の理解を得ることとする。

3 その他の利用料として、次の額を徴収する。

(1) 営業時間内で、2時間を越える訪問看護料：30分あたり 1,000円

(2) 営業時間以外の訪問看護料：

i) 月曜日～金曜日 17:00～22:00

および6:00～9:00は1時間あたり3,000円

ii) 月曜日～金曜日 22:00～6:00は1時間あたり10,000円

(3) 営業日以外の訪問看護料：2時間まで5,000円

2時間を越える場合は上記(1)(2)に準じる。

(4) 訪問看護に要した交通費は下記のように徴収する。

i) 下記提供地域以外においては一回につき200円の実費負担とする。

ii) 電車・バス・タクシーの場合 実費

(5) 日常生活に必要な物品 実費

(6) 死後の処置料 10,000円

(通常業務を実施する地域)

第11条 事業所が通常業務を行う地域は、次の通りとする。

立川市 (栄 幸 若葉 柏 高松 泉 緑 曙 羽衣 錦 柴崎 砂川 上砂)

国分寺市 (西 高木 富士本 光 新 並木 北 戸倉 日吉)

小平市 (中島 小川 たかの台 上水新 栄 学園西)

東大和市 (南街 向原 北野台 立野 桜が丘 中央 仲原 清原 新堀)

武蔵村山市 (緑ヶ丘 大南)

国立市 (北 西 中 東 富士見台)

(その他運営についての事項)

第12条 1 事業所は、社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図る為、

研究、研修の機会を設け、また業務体制を整備する。

年1～2回の外部研修。(入職時は初任者研修を行う)

2 職員は業務上知り得た秘密を保持する。

3 事業所は、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保管しなければならない。(医療及び特定医療費に係る療養に関する諸記録等は3年間、診療録は5年間保管とする)

4 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規程は、令和3年8月1日から施行する。